

特 約 条 項

（借入金の用途等）

第1条 乙は、この借入金を表面記載の借入条件（以下「借入条件」という。）に掲げる用途の財源として使用し、他に流用しないものとする。

（利率又は違約金の割合の変更）

第2条 乙は、借入条件に掲げる利率又は違約金の割合について、金融情勢に応じて甲が定める利率又は違約金の割合に変更されても異存ないものとする。

（繰上償還）

第3条 乙は、この借入金の全部又は一部の額について、甲の承認を得て繰上償還をすることができるものとする。

2 乙は、甲の都合により甲からこの借入金の全部又は一部の額について繰上償還を求められても異存ないものとする。

（利子の支払）

第4条 この借入金の利子の支払期日は、償還期限到来の日（この借入金の全部の額について繰上償還が行われる場合にあつては、当該繰上償還が行われる日。以下同じ。）のほか、この借入金の一部の額について繰上償還が行われる場合にあつては、当該一部の額について繰上償還が行われる日とする。

2 前項の各支払期日において支払うべき利子の額は、この借入金の借入れの日の翌日から当該各支払期日までの日数（当該各支払期日前に支払期日がある場合には、当該各支払期日の直前の支払期日の翌日から当該各支払期日までの日数）に応じ、この借入金の額（当該各支払期日前にこの借入金の一部の額について繰上償還が行われている場合には、当該繰上償還が行われた後の借入金の額）に対し、借入条件に掲げる利率を乗じて得た金額とする。

（違約金）

第5条 乙は、この借入金について、所定の期日までに元金の償還又は利子の支払をしなかった金額がある場合には、当該期日の翌日から償還又は支払をした日までの日数に応じ、その償還又は支払をしなかった元金又は利子の金額に対し、借入条件に掲げる違約金の割合を乗じて得た金額の違約金を甲に支払うものとする。ただし、災害その他の不可抗力により当該期日に償還又は支払をすることができなかつたことについて甲の承認を得た場合には、当該承認に係る期間については違約金を支払うことを要せず、当該期間内に償還をしなかった元金の額に対して借入条件に掲げる利率を乗じて得た金額の延滞利子を甲に支払うものとする。

（債務履行の方法）

第6条 乙は、この借入金に係る元金（次条の定めにより借換えが行われる場合において、同条第3項の相殺をしてお甲に償還すべき元金の額がある場合には、当該償還すべき元金の額をいう。）にあつては、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）別紙第24号書式の財政融資資金貸付金元金払込書（以下「元金払込書」という。）により償還をし、利子又は違約金若しくは延滞利子にあつては、甲の発行する請求書類により支払うものとする。

2 乙は、この借入金の利子の支払をするのに必要な期間内に甲の発行する請求書類が到達しない場合又は甲の発行した請求書類により利子の支払をすることが債務の本旨に従った履行とならないと認められる場合には、所定の支払期日までに支払うことができるように、甲に当該請求書類の交付又はその記載事項の訂正を請求するものとする。

(借換え)

第7条 乙は、甲の承認を得て、この借入金の全部又は一部の額について借換えをすることができるものとする。

2 乙は、前項の定めによる借換えをしようとする場合には、当該借換えにより甲から貸付けを受けようとする額について、地方短期資金の借換への申込みの手続をするものとする。

3 この借入金について借換えが行われる場合には、この借入金の額と当該借換えにより乙が甲から貸付けを受ける地方短期資金の間における対当額は、相殺により決済するものとする。

4 乙は、この借入金について借換えが行われる場合において、この借入金の償還期日に当該借換の手続をしなかった場合には、前項の定めにかかわらず、この借入金の全額を元金払込書により償還するものとする。

(債務引受)

第8条 乙は、この借入金の全部又は一部に係る債務を第三者に引き受けさせようとする場合には、当該第三者と連署のうえ、あらかじめ、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の定めによる甲の承認を受けようとする場合には、前項の第三者がこの借入金に係る債務を引き受けることにより、借入条件及び特約条項に定める義務を負う旨を、当該第三者に確約させるものとする。

(調査及び報告)

第9条 乙は、この借入金の使用の状況その他この借入金に関し必要な事項について、甲から調査を受け、又は報告を求められても異存ないものとする。

(借入条件又は特約条項の改定)

第10条 借入条件又はこの特約条項が改定された場合には、乙は、その証として甲の指定する追証書を甲に提出するものとする。

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 表面の金額欄は、チェックライターを用い、アラビア数字により円単位まで記入すること。ただし、チェックライターを用いない場合には、漢数字（ただし、「一」、「二」、「三」及び「十」の字体は、それぞれ「壹」、「弐」、「参」及び「拾」を用いる。）により記入すること。なお、「副記」の欄は、アラビア数字により記入すること（ただし、表面の金額欄をチェックライターを用いて記入した場合には、「副記」欄の記入は要しない。）。

3 借入条件中「2 用途」の欄は、「何小学校改築事業」のように具体的に記入すること。